

令和4年度学校法人の運営等に関する協議会 配付資料 「障害のある学生の修学支援について」

令和5年3月

文部科学省高等教育局学生支援課

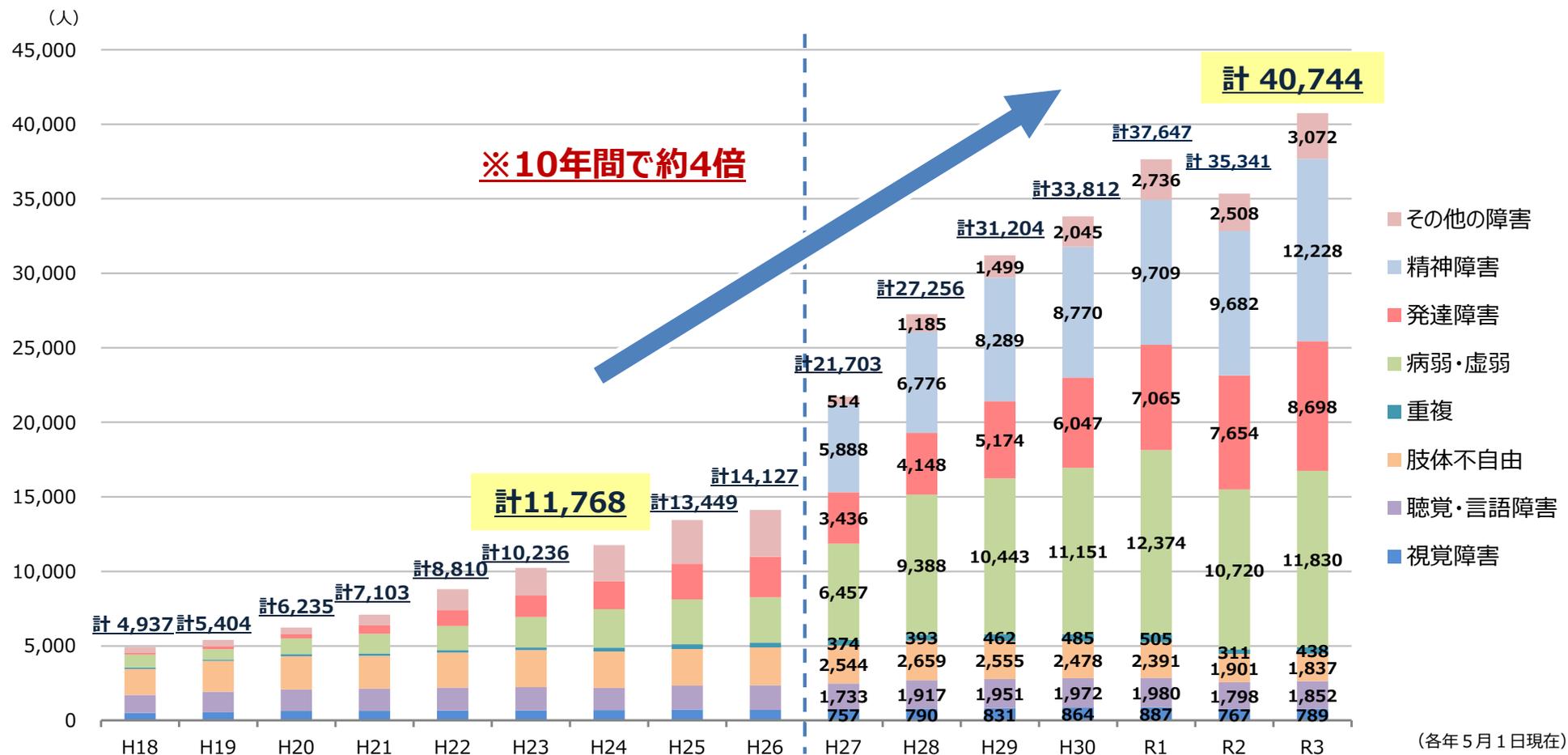
TEL: (代表)03-5253-4111(内線)2519



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

障害のある学生の在籍者数



出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）

- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの、並びに身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のことをいう。
- ※3 「精神障害」は平成27年度よりカテゴリーとして独立。平成26年度までは「その他」に含む。（平成24年度から「その他」の内訳を調査（平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人））
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。

障害者施策の流れ

- ◆ 平成18年 12月 国連総会にて「障害者の権利に関する条約」採択
- ◆ 平成19年 9月 条約に日本署名（賛同）
- ◆ 平成23年 8月 「障害者基本法」の改正
- ◆ 平成24年 12月 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」の取りまとめ
→ 取り組むべき事項及び取り組む際の観点を整理
- ◆ 平成25年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）の公布
- ◆ 平成26年 1月20日 条約の批准書を国連に寄託（2月19日効力発生）
- ◆ 平成27年 2月24日 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」閣議決定
10月30日 国立大学協会にて国立大学の「国等職員対応要領」雛形の作成・提供
11月 9日 私立の大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者への「文部科学省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の告示
- ◆ 平成28年 4月 「障害者差別解消法」の施行（※施行後3年を目途に見直しの検討開始）
- ◆ 平成29年 3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」の取りまとめ
→ 取組の具体的な進め方と留意事項を整理
- ◆ 平成30年 3月 「第4次障害者基本計画」閣議決定
- ◆ 令和 3年 6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布
⇒ 公布の日から起算して3年以内に施行

※ 赤字：法の施行・改正 青字：文部科学省の対応

※令和5年2月末現在

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ◆ 障害者基本法（第4条）の差別の禁止の基本原則を具体化した法律
- ◆ **障害者に対する『不当な差別的取り扱い』や『合理的配慮の不提供』を差別と規定**し、国・地方公共団体等（国公立大学）や事業者（私立大学）に対し、差別の解消に向けた具体的取り組みを求めている。
- ◆ 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針』の策定について規定
- ◆ 職員が適切に対応するために必要な『職員対応要領』、事業者の適切な対応・判断に資するための『事業者対応指針』の策定について規定（事業者は対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応が期待）
- ◆ 主務大臣は、事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告をすることができる。

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の提供	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項) (※2)	所掌する分野について 策定義務(第11条1項) (※3)
地方公共団体 (公立大学)	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※1)
国立大学	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※1)
事業者 (私立大学)	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)  義務	—	対応指針(※3)の対象

改正

※1 各機関が**対応指針を策定する際**、例えば、教育分野に携わる職員の対応に関する内容は、**文科省が定める対応指針のうち、教育分野の内容を参照することが想定される。**

※2 平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号 『文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

※3 平成27年11月9日 文部科学省告示第180号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』
→ 平成27年12月9日 27文科高第849号 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について』(高等教育局長通知)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※**施行期日**：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことを求めている。

※障害者差別解消法（改正法施行前）においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている



◆意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う



◆段差がある場合に、スロープなどで補助する

注：内閣府作成資料に基づき文科省作成

○ 平成30年 3月 閣議決定

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

（3）高等教育における障害学生支援の推進

- ◆ 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- ◆ 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置、支援人材の養成・配置など、支援体制の整備や、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- ◆ 障害学生支援についての姿勢・方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイダンスにおける学生への周知を促進する。
- ◆ 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- ◆ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- ◆ 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- ◆ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- ◆ 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告」（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）

164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。



基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

○ 障害者基本計画 関連成果目標

9. 教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指 標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和4年度)
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業に関する支援</u> を実施している大学等の割合	85.4%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>授業以外の支援</u> を実施している大学等の割合	73.4%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する <u>対応要領、基本方針</u> 等を整備している大学等の割合	73.0%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.3%	100%
<u>紛争の防止、解決等</u> に関する調整機関を設置している大学等の割合	51.4%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	63.1%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	25.8%	100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>就職先の開拓、就職活動支援</u> を実施している大学等の割合	21.8%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、 <u>障害学生向け求人情報の提供</u> を実施している大学等の割合	22.8%	おおむね100%
<u>入試要項等</u> への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	93.4%	おおむね100%

出典：令和3年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構）



令和5年度から5年間を対象とした、次期基本計画においても各指標を踏襲

分野別の留意点（高等教育段階）

全文：https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/11/1339465_0100.pdf

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある学生に対する合理的配慮の提供については、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものである。合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき考え方を項目別に以下のように整理した。ここで示すもの以外は合理的配慮として提供する必要がないというのではなく、個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれること。

- 1 **機会の確保**：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- 2 **情報公開**：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
- 3 **決定過程**：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- 4 **教育方法等**：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- 5 **支援体制**：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- 6 **施設・設備**：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

(2) 合理的配慮の具体例

別紙1（不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例）のほか、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」も参考とすることが効果的である。なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

大学等の学長（校長を含む。以下同じ。）は、リーダーシップを発揮し、大学等全体として、学生から相談を受けた時の体制整備を含む次のような支援体制を確保することが重要である。

ア 担当部署の設置及び適切な人的配置

支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害のある学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関する部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との役割を明確にした上で、関係部署・施設との連携を図る。なお、障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に、これらの事案の内容を十分に確認した上で、必要な調整を図り、さらに再発防止のための措置を講じることが望ましい。

また、障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的視点に立ち調整を行う組織が必要となるため、このような組織を学内に設置することが望ましい。これらの調整の結果、なお合意形成が難しい場合は、大学等の設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

イ 外部資源の活用

障害は多岐にわたり、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

ウ 周囲の学生の支援者としての活用

障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、周囲の学生を支援者として活用することも一つの方法である。

一方で、これらの学生の支援者としての活用に当たっては、一部の学生に過度な負担が掛かることや支援に携わる学生と障害のある学生の間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮

障害のある学生からの様々な相談は、必ずしも担当部署に対して行われるとは限らず、障害のある学生の身近にいる学生や教職員に対して行われることも多いと考えられる。それらに適切に対応するためには、障害により日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員が理解していることが望ましく、その理解促進・意識啓発を図ることが重要である。

(5) 情報公開

各大学等は、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を明確に示すことが重要である。

また、各大学等が明確にすべき受入れ姿勢・方針は、入学試験における障害のある受験者への配慮の内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制（支援に関する窓口の設置状況、授業や試験等における支援体制、教材の保障等）、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）など、可能な限り具体的に明示することが望ましく、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である。なお、ホームページ等に掲載する情報は、障害のある者が利用できるように情報アクセシビリティに配慮することが望まれる。

障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度） 第二次まとめ（概要）

- ◆平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。
- ◆こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえた高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめ。

第二次まとめの全文や参考資料は文部科学省HPからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm

第一次まとめの進捗状況

全体的に一定の進捗。一方で未だ不十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。

検討の対象範囲

- ◆第一次まとめの検討範囲を踏襲。
- ◆加えて、第一次まとめで議論できなかった「教育とは直接関係しない学生の活動や生活面への配慮」も対象。（参考となる配慮事例を提示。）

差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方

（1）基本的な考え方

- ◆「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと。正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的・抽象的理由は不適切。
- ◆「合理的配慮」：第一次まとめを踏襲。「社会モデル」の理解が不可欠。

具体的な内容

（2）大学等における実施体制

各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。
①事前的改善措置（中・長期的な取組）、②学内規程（対応要領や障害学生支援に関するルール作成・公表）、③組織（主なものは意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署・相談窓口」、調整機関の「第三者組織」）

（3）合理的配慮の決定手順

①障害のある学生からの申出（学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則根拠資料必要。）、②学生と大学等による建設的対話（学生本人の意思決定を尊重）、③内容決定の際の留意事項（教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない）、④決定内容のモニタリング

（4）紛争解決のための第三者組織

中立的立場で調停できる組織。調停が不調の場合の学外の相談・調停窓口に関する情報の周知も重要。

各大学等が取り組むべき主要課題とその内容

（1）教育環境の調整

変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクセシビリティを確保する。

（2）初等中等教育段階から大学等への移行（進学）

高等学校や特別支援学校高等部等で提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。

（3）大学等から就労への移行（就職）

障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関間のネットワーク作りが重要。

（4）大学間連携を含む関係機関との連携

地域・課題単位での多層的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。

（5）障害のある学生への支援を行なう人材の養成・配置

組織的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。

（6）研修・理解促進

教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対する理解促進の取組も重要。

（7）情報公開

支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはアクセス可能な形で情報提供することが重要。

社会で活躍する障害学生支援センター（仮称）の形成

障害のある学生支援の充実には関係者の共通理解と努力が不可欠。また、支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積と、これらの成果の現場への普及・共有が必要。

→ 幹事校と連携校、連携機関（福祉・労働行政、企業等）からなるセンターの形成。

【今後の議論が望まれる課題】

障害のある留学生への支援、障害のある学生への支援に積極的な大学等への評価、障害のある学生がいることを前提にした災害対策、障害のある教職員への支援

(第二次まとめ)「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する基本的な考え方

- ◆ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供は、大学等において、組織として当然に行われるべきもの。
- ◆ 学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組が強く求められる。

不当な差別的取扱い

「正当な理由なく、障害を理由として各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯を制限するなど、**障害のない学生に対しては付さない条件を付すこと。**」

- ◆ **正当な理由か否かは、個別の事案ごとに、障害学生及び第三者の権利利益の観点から判断。**

【観点例】

安全の確保／財産の保全／事業の目的・内容・機能の維持／損害発生防止 等
→ 事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいての対応は不相当。

- ◆ **あらゆる場面で発生しうるという認識が不可欠。**

【場面例】

入学前の相談・入試／授業（講義・実習・演習・実技・実験）／研究室の選択／試験・評価・単位認定／留学・インターンシップ・課外活動への参加 等

- ◆ **関連して障害を理由としたハラスメントが発生することがある。**
→ 防止するための取組の徹底も重要。

◆ 不当な差別的取扱い（基本的な考え方）

障害者に対して、**正当な理由なく、障害を理由として、**

- ・ 財・サービスや各種機会の提供を拒否すること
 - ・ 提供に当たって場所・時間帯などを制限すること
 - ・ 障害者でない者に対しては付さない条件を付けること
- などにより、障害者の権利利益を侵害すること。

◆ 不当な差別的取扱いにあたらぬ場合

- ・ 障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）
- ・ 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認すること など

→ 不当な差別的取扱いとは、**正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うこと**である点に留意

出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

合理的配慮

「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が**必要かつ適当な変更・調整を行なうこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**」かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**」（第一次まとめ）

- ◆ **障害者差別解消法は、障害者が受ける制限は、社会における様々な障壁（「社会的障壁」）と相対することによって生ずるとする「社会モデル」の考え方を取り入れている。**

→ この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる。

※多様かつ個性が高い

障害の特性や具体的場面・状況に応じて異なる = 個々の障害者に対し、その状況に応じて個別に実施される

※代替措置の選択も検討

双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応

※過重な負担

- ・ 個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
- ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況
- ・ **過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましい。**

◆ 合理的配慮（基本的な考え方）

- ・ 事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、
- ・ 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明**があった場合において、
- ・ その実施に伴う負担が過重でないときは、
- ・ 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**社会的障壁の除去の実施**について、**必要かつ合理的な配慮**を行うこと

出典：障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針